

2018年1月26日

西川一誠 福井県知事様
福井県総務部財産活用推進課課長 様

サヨナラ原発福井ネットワーク
福井から原発を止める裁判の会
反原発福井コラボレーション
原発問題住民運動福井県連絡会
連絡先：若泉政人（略）

【公開質問状】

私たち宛に出された今年3月31日付の公文書について再度回答してください

昨年11月24日、7月10日に私たちが知事、県財産活用推進課長宛に提出した公開質問状に対する回答を、同課長から面談にて受けました。

面談の回答を受け、新たに質したい点が出てきましたので再質問いたします。

なお、回答は2週間をめぐりをお願いいたします。

【質問項目】

1. <市民活動自粛の行政指導は可能か>

福井県は、日本国憲法21条「表現の自由」及び福井県公安委員会の許可に基づいた私たちの活動に対し、控えるよう「行政指導（福井県行政手続条例 第2条7）」できると考えている、と理解してよいでしょうか。

2. <快適な通行環境の判断>

①要請文にある「快適な通行環境」とは、具体的にどのようなことなのでしょう。

②要請文発出のもととなった苦情のほか、昨年4月21日に私たちが最初の質問状を提出したことが報道されて以降、県には「特に不快に感じたことはない」「全く違和感を感じた事はない」という意見が寄せられたことが情報公開の結果明らかになっています。通行環境に関して、現在、どちらの意見を優先すべきと考えていますか。

3. <苦情の取り扱いの基準①>

①苦情の内容の取扱いの判断の基準は、時期等などを含めると変わるのでしょうか。

②11月24日、大川課長は、苦情内容が「美観」「不愉快」「音」と一様ではなくとも、件数が増えたことも要請文発出の理由となったと回答されました。つまり、内容は異なっても、件数が増えた結果、苦情を一括して自粛要請を行ったということ

です。

貴課は、2015年（平成27年）9月11日に、苦情に対し「庁舎内や構内道路といった県の敷地ではないので、撤去の指示等をだすことができない」「通行している一般の方などに危険な様子であれば警察に通報することはできる」と回答しています。苦情と時期などを総合的に考慮して要請文発出を決定したと回答されましたが、時期等を含めると、今後、苦情の取扱いの判断の基準は、今回の「美観」「不愉快」「音」以外の項目が加わることも想定されるのでしょうか。

4. <苦情の取り扱いの基準②>

要請文発出は上記のように総合的な判断したとのことですが、判断基準や方針をあらかじめ定める必要性についてどのようにお考えでしょうか。

災害などの緊急時などの意思決定の場合、状況に応じ総合的に判断をするという規定はあり得ると思います。しかし、今回のように「総合的に判断する」というだけでは、属人的で恣意的な市民活動自粛要請が今後も発出される可能性があるかと危惧します。

5. <条例に沿った行政指導なのか>

11月24日の回答では

- (1) 要請文（協力・お願い）は行政指導（福井県行政手続条例 第2条7）である
- (2) 要請文は、条例第34条（複数の者を対象とする行政指導）に該当しない
- (3) 要請文発出は今回限りである

ということでした。

- ① (2) について：要請文の宛先は「県庁前交差点で市民活動をされている皆様へ」と複数になっているのに、該当しないと判断する根拠は为什么呢か。
- ② 条例に該当しない執行はどのような法令や条例に基づいて行われ、何らかの問題が発生した場合、対処することになっているのでしょうか。
- ③ (3) について：今回限り（一回だけの行政指導）に関しては条例等のどこに規定されているのでしょうか。一回限りの行政指導についても、条例第34条が定める「行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表」すべきではないかと思いますが、貴課が住民等からの苦情への対応を行う上でどのようにお考えでしょうか。

真摯なご対応をお願いいたします。

以上